

# 第43回サステナビリティ基準委員会（SSBJ） での審議の概要

2024年11月14日開催

2024年11月18日

第43回の審議では、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と、企業が活動する法域の法令の要請により報告される指標の報告のための算定期間との間に差異が生じる場合について定めた適用基準案第71項を削除する提案等がされました。適用基準案第71項の削除は、前回の審議でサステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間との間に差異が生じる場合、合理的な方法により期間調整を行い、報告期間に係る排出量を算定するよう公開草案を変更する提案（気候基準案第53項及び第54項の削除）と整合性を取ったものです。作成者にとっては影響が大きいことなどから、当該変更については再度公開草案を公表することが検討され、文案等が提案されています。

## 【第43回SSBJで審議された事項】

### 1. IFRS S1号及びS2号に相当する基準の開発

- (1) 適用基準案第70項に関する検討（審議事項A1-2）
  - (2) 適用基準案第71項に関する検討（審議事項A1-3）
  - (3) 再公開草案の文案（審議事項A1-4）（※1）
  - (4) 「コメント募集及び本公開草案の概要」の文案（審議事項A1-5）（※1）
  - (5) 測定アプローチに関連する開示（気候基準案第55項、第62項及び第64項）の検討（審議事項A2-1）
  - (6) ファイナンス・エミッション（審議事項A2-2）
  - (7) コメント対応表（質問11）（適用基準関連）（審議事項A1-6）（※1）
  - (8) コメント対応表（質問11）（一般基準及び気候基準関連）（審議事項A1-7）（※1）
- （※1） 審議事項A1-4、A1-5、A1-6、A1-7については、資料は非公開

### 2. サステナビリティ基準諮問会議からの報告（審議事項B21）

サステナビリティ基準諮問会議の岸田議長より、2024年11月12日に開催された第8回サステナビリティ基準諮問会議の概要について、報告がなされ、審議が行われました。

### 3. 企業報告の進化とGRIの役割（審議事項C1）

GRIグローバル・サステナビリティ基準審議会（GSSB）のCarol Adams議長及びグローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）のチーフ・スタンダード・オフィサーであるBastian Buck氏より、企業報告の進化とGRIの役割について説明がなされ、質疑が行われました。  
また、GSSBとサステナビリティ基準委員会との間で、より良い企業報告に向けた取組みに関する基本合意書（MOU）が締結されました。

上記1. の事項は、2024年3月29日にSSBJより公表されたサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の公開草案（※2）に寄せられたコメント（コメント期限2024年7月31日）について、SSBJ事務局が分析の上、コメントへの対応につき個別に提案を行ったものです。

（※2） 2024年3月29日に公表された3つの公開草案

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という）

- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般基準（案）」（以下「一般基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という）

### (1) 適用基準案第70項に関する検討（審議事項A1-2）

本公開草案に寄せられたコメントのうち、適用基準案第70項について、事務局より以下の提案がされました。

#### 【事務局提案】

- ① サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならないと定める。（**本公開草案から変更なし**）
- ② ①にかかわらず、当委員会が公表するテーマ別基準において別段の定めがある場合、異なる期間を対象とした情報について報告することができると定める。（**本公開草案から変更なし**）

#### 【審議結果】

検討の結果、事務局の提案が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

### (2) 適用基準案第71項に関する検討（審議事項A1-3）

本公開草案に寄せられたコメントのうち、適用基準案第71項について、事務局より以下の提案がされました。

前回（第42回）のサステナビリティ基準委員会での審議の結果、気候基準案において指標の報告のための算定期間の考え方を再提案することを（※3）を踏まえて、適用基準案における指標の報告のための算定期間の考え方についても同様の再提案することが整合的と考えられたためです。

- （※3） 第42回サステナビリティ基準委員会では、審議事項A2-3「気候基準案第53項及び第54項に関する検討」における審議の結果、気候基準案第53項及び第54項（温対法の対象企業が、当該制度により測定した温室効果ガス排出量を報告することを選択した場合の定め）を削除し、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間との間に差異が生じる場合、合理的な方法により期間調整を行い、報告期間に係る排出量算定する、とされました（本公開草案からの変更）。

#### 【事務局提案】

- ① サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と、企業が活動する法域の法令の要請により報告される指標の報告のための算定期間との間に差異が生じる場合について定めた適用基準案第71項を削除する。（**本公開草案から変更あり**）
- ② サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と、企業が活動する法域の法令の要請により報告される指標の報告のための算定期間との間に差異が生じる場合、合理的な方法により期間調整を行い、報告期間にあわせることとなる旨を結論の背景に記載する。（**本公開草案から変更あり**）
- ③ ②の「期間調整のための合理的な方法」については、解説記事により情報を提供する。（**本公開草案に含まれていない提案**）
- ④ 上記①及び②の変更について、**再度公開草案を公表する**。

#### 【審議結果】

検討の結果、事務局の提案が基本的に支持され、報告期間に関する上記①②の変更について再度公開草案を公表する方向で継続検討することとなりました。

なお、再公開草案の公表に関する具体的な審議については、次の（3）再公開草案の文案及び（4）「コメント募集及び本公開草案の概要」の文案の検討をご覧ください。

### (3) 再公開草案の文案（審議事項A1-4）

#### 【事務局提案】

第42回サステナビリティ基準委員会審議事項A2-3「気候基準案第53項及び第54項に関する検討」及び第43回サステナビリティ基準委員会審議事項A1-3「適用基準案第71項に関する検討」における議論を踏まえ、指標の報告のための算定期間の考え方について、適用基準案及び気候基準案の提案の修正（※4）が提案されています。作成者にとっては影響が大きいことなどから、当該変更については再度公開草案（再公開草案）を公表することが検討され、文案が事務局から提案されました。

(※4) 気候基準案第53項及び第54項を削除する再提案及び適用基準案第70項及び第71項の削除又は修正等を提案

【審議結果】

事務局の提案が基本的に支持され、再公開草案の公表及び意見募集に向けて、今回の審議の内容を反映した文案を次回以降継続検討することとなりました。

(4) 「コメント募集及び本公開草案の概要」の文案（審議事項A1-5）

【事務局提案】

再公開草案とあわせて公表する予定の文書「コメント募集及び本公開草案の概要」の文案が、事務局より提案がされました。

【審議結果】

事務局の提案が基本的に支持され、再公開草案の公表及び意見募集に向けて、今回の審議の内容を反映した文案を次回以降継続検討することとなりました。

なお事務局から、当該公開草案は2024年3月に公表した公開草案の内容のすべてについて改めてコメントを求めるものではないこと、確定基準の公表予定時期は変更ない（2025年3月末迄の公表を目標）こと、コメント募集期間については、通常2ヶ月程度だが審議会の議決により短縮も可能であることなどが説明されました。

(5) 測定アプローチに関連する開示（気候基準案第55項、第62項及び第64項）の検討（審議事項A2-1）

本公開草案に寄せられたコメントのうち、測定アプローチに関連する開示（気候基準案第55項、第62項及び第64項）について、事務局より以下の提案がされました。

【事務局提案】

- ① 気候基準案第55項について、次のとおり定める。（**本公開草案から変更なし**）
  - ▶ スコープ1温室効果ガス排出及びスコープ2温室効果ガス排出について、報告企業（連結財務諸表を作成している場合、非連結子会社を除く）に関するものと、その他の投資先に関するものとに分解して開示しなければならない。
- ② 気候基準案第62項について、次のとおり定める。（**下線部について本公開草案から変更あり**）

気候基準案第51項本文に従い、「GHGプロトコル（2004年）」を用いて温室効果ガス排出を測定するにあたり、報告企業が連結財務諸表を作成している場合の親会社（連結すべき子会社が存在しないため連結財務諸表を作成していない場合は、個別財務諸表を作成する企業）は、報告企業として報告する温室効果ガス排出量を集計する範囲を決定する方法について、次のうち1つを選択しなければならない。

  - ▶ 持分割合アプローチ
  - ▶ 経営支配力アプローチ
  - ▶ 財務支配力アプローチ
- ③ 気候基準案第64項について、次のとおり定める（**下線部について本公開草案から変更あり**）

気候基準案第51項ただし書きに従い、「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を用いて温室効果ガス排出を測定するにあたり、気候基準案第52項に基づき温室効果ガス排出量を区分して開示することとした測定方法のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない。

  - ▶ 「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を要求している法域の法令又は企業が上場する取引所の名称及び取引所の規則の名称（**第42回サステナビリティ基準委員会において審議**）
  - ▶ 上記の方法（「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法）を選択した理由
  - ▶ 適用した測定アプローチ
  - ▶ 上記の適用した測定アプローチを選択した理由
  - ▶ 選択した測定アプローチが、どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的と関連しているか
  - ▶ 当報告期間において適用した測定アプローチを変更した場合、その変更の内容及び変更の理由

④ 解説記事において、測定アプローチに関する情報を提供する。(本公開草案に含まれていない提案)

【審議結果】

検討の結果、事務局の提案が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

(6) ファイナンスド・エミッション (審議事項A2-2)

本公開草案に寄せられたコメントのうち、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示(※5)について、事務局より以下の提案がされました。

(※5) 気候基準案C8項(1)②及び(2)①、並びにC9項(1)②及び(2)①における「世界産業分類基準」(以下「GICS」という)の使用に関する定めや、経過措置及びSSBJ基準を任意適用する場合の取扱いについては、今回の審議では検討せず別途検討することとされています。

【事務局提案】

① 気候基準案第60項について、次のとおり定める。(本公開草案から変更なし)

▶ 報告企業が次の1つ以上の活動を行う場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しなければならない。

- ア. 資産運用に関する活動
- イ. 商業銀行に関する活動
- ウ. 保険に関する活動

② 気候基準案第61項を修正し、次のとおり定める。また、「開示しないことを選択する場合、その旨を開示しなければならない。」旨を削除する。(本公開草案から変更あり)

▶ 報告企業が上記①アからウに定める活動を行っているか否かを判断するにあたり、次の定義を用いることができる。また、これらの活動を行う場合であっても、これらを業として営むことについて企業が活動する法域の法律等により規制を受けていないときは、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができる。

- ア. 「資産運用に関する活動」とは、機関投資家、個人投資家及び富裕層の投資家のために手数料又は報酬と引換えにポートフォリオを運用する活動をいう。
- イ. 「商業銀行に関する活動」とは、預金を受け入れ、個人及び企業に対して融資を実行したり、インフラ、不動産及びその他のプロジェクトに対して融資を実行する活動をいう。
- ウ. 「保険に関する活動」とは、保険関連の商品(伝統的なものも非伝統的なものも含む)を提供する活動をいう。

③ 気候基準案「別紙C：ファイナンスド・エミッション」について、①アからウの「活動」の定義(気候基準案C4項からC6項)を、②のとおり気候基準案第61項に移す。(本公開草案から変更あり)

④ 気候基準案C8項(1)④、C9項(1)④について、次のとおり下線部を修正又は追加する。(本公開草案から変更あり)

C8. 報告企業が商業銀行に関する活動を行う場合、次のようにしなければならない。

(1) ファイナンスド・エミッションの絶対総量について、次のように開示しなければならない。

- ④ その他の資産クラスについてファイナンスド・エミッションを算定し、これを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告書の利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含める。  
(C9項(1)④についても同様に修正又は追加する)

⑤ IFRS S2号B58 項の定めを結論の背景に取り入れる。(本公開草案から変更あり)

⑥ ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示に関して、解説記事により情報を提供することを検討する。(本公開草案に含まれていない提案)

【審議結果】

検討の結果、事務局の提案が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

## (7) コメント対応表（質問11）（適用基準関連）（審議事項A1-6）

本公開草案に寄せられたコメントのうち、質問11（その他）のうち、適用基準関連のコメントについて前回に引き続き事務局の対応（案）が示されました。

### 【審議結果】

検討の結果、事務局の対応（案）が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

## (8) コメント対応表（質問11）（一般基準及び気候基準関連）（審議事項A1-7）

本公開草案に寄せられたコメントのうち、質問11（その他）のうち、一般基準と気候基準関連のコメントについて事務局の対応（案）が示されました。

### 【審議結果】

検討の結果、事務局の対応（案）が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

なお、（質問11（その他））には多くのコメントが寄せられたため、今回示されたコメント対応表はその一部であり、次回以降も事務局対応（案）が示されるとのことです。

参考：[第43回サステナビリティ基準委員会の概要 | サステナビリティ基準委員会 news\\_release\\_gssb\\_ssbj\\_20241114.pdf](#)  
[news\\_release\\_ssbj\\_20241114.pdf](#)

関連記事：

[第42回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第41回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要 | 会計監査 | デロイト トーマツ グループ | Deloitte](#)

[第40回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要 | 会計監査 | デロイト トーマツ グループ | Deloitte](#)

## サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

## 有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ 法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスク アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係 法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォーム および関係 法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織 体であり、第三者 に関して相互に義務を課しまたは拘束 させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係 法人 は、自らの作為 および不作為 についてのみ責任を負い、互いに他の フォーム または関係 法人 の作為 および不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアント へのサービス 提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーフォームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係 法人 が本資料をもって専門的な助言 や サービス を提供するものではありません。皆様の財務 または 事業 に影響 を与える ような 意思 決定 または 行動 をされる 前に、適切な 専門家 にご相談 ください。本資料 における 情報の 正確性 や 完全性 に関して、いかなる 表明、保証 または 確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー フォーム、関係 法人、社員・職員 または 代理人 のいずれも、本資料 に 依拠 した 人 に 関係 して 直接 または 間接 に 発生 したいかなる 損失 および 損害 に対して 責任 を 負いません。DTTL ならびに 各メンバー フォーム および 関係 法人 は それぞれ 法的 に 独立 した 別個 の 組織 体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください  
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>